

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-02

## 海外旅行特集によせて : 2. 海外旅行のABC

---

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政地理 / JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY

(巻 / Volume)

8

(開始ページ / Start Page)

80

(終了ページ / End Page)

81

(発行年 / Year)

1967-03-21

て来て(昔アメシオンなどいつた)、「アチラはこうでねえ……」とひけらかすのもイヤ味なものであるし、みてきたからいいのか、といえ、それもまた正しいとはいえない。将来、法政地理学会主宰による、すてきな海外旅行がおこなえる日を楽しみにして、この報告をおわりたい。

## 2. 海外旅行の A B C

編集部では海外旅行に出かけて来た人々からの話をもとにして、海外旅行に必要なことからまとめてみました。会員の皆さんの御参考になれば幸いです。

(A) 旅券というめんどうなしろもの 海外へ出るには日本国発行の旅券を持たなければなりません。どうしたら手に入れる事が出来るでしょうか。外務省に申請すればよろしい。と答えは簡単なのですが、それに必要な手続きや書類があるのです。勿論個人でやつて悪いことはないのですが、まあ手なれた機関——つまり旅行業務を職業とする会社にたのむのが早い方法です。現在多くの会社がありますから、旅行の目的にあつた会社を選べばよろしいのです。会社は旅券申請手続き及び航空機・ホテルの予約もやつてくれます。ここで旅行の計画を立ててもらい旅券申請申込用紙に必要事項を記入し、戸籍抄本、5cm角の写真を必要に応じた枚数をそろえればよろしい。その後会社側の案内で居住地の都道府県庁の海外渡航部へ申請に行き、1週間も待てば旅券は手に入ります。次にビザの必要な国の場合は大使館へもらいに行きます。この間に予防接種を行なえば準備完了。以上で大体2週間はかかります。但し中国の場合は少々やかましいので以上の如くには行きません。手続期間は2ヶ月必要です。

(B) どのくらい外貨はつかえるか? 海外旅行には日本金は2万円しか持参できません。そこで外貨を持つて行かねばならないのですが、それはどの位なのでしょう。40年から1人1回の渡航につき滞在費(ホテル代、観光旅費などの現地での経費)として500ドルのワクがあるが、これには往復の航空機、船の代金は含まれません。(つまりそれは円で払える)。また、その上、団体旅行の場合は滞在費を日本円で前納できます。それらドル払いしなければならない部分を500ドルからひいた残りが旅行者の手持ちドルになります。奥田、佐久間両嬢の場合、持出し外貨は400ドルでした。つまり100ドルは滞在費というわけです。これらの外貨も前記の会社を通じて手に入ります。出来れば旅行小切手の方が現金より安全です。

(C) 買物はしたいけど 持出し外貨全部を買物にと欲ばつてもそれは無理なのです。帰国の際には税関が目を光らせています。しかし免税品ならびに免税額がありますからそれを上手に利用しましょう。免税品については右の表を見て下さい。さて免税額ですが一般旅行者で海外市価を日本金に換算して5万円、短期・近接地旅行者で2万円となつています。この中には別分(海外から小包その他で日本へ送つた分)も含まれます。(別送品については手帳に控えておいて羽田や横浜

で申告しないと、あとで輸入税をとられる。)

持ち帰り品免税基準

	A	B	量
酒類	3本	1本	1本=760ccくらい
香水	2オンス	1オンス	
時計	2個	1個	
葉巻たばこ	50本	50本	2種類以上の時は
紙巻たばこ	200本	200本	総量250g以内。
その他のたばこ	250g	250g	

Aは一般旅行者 Bは短期および近接地旅行者の場合(2週間以内・香港・マカオまで)。

特に大切なこと、出発にあたって持っていた外国製の時計、万年筆、貴金属は出発の際に申告しておく事。さもないと、思わぬぬれぎぬを着せられますので御用心。それから生果物は、北米のオレンジ、レモン、パイナップル以外は輸入が許可になっていませんので、日本に着く迄に食べてしまつた方がまし。

では皆さん、どうぞお元気でよい旅を！ 来年もすばらしい旅行記を期待しております。

編集部



## 編集 後記

会員の皆さん、こんにちは！ 「法政地理」8号をおとどけします。今回は海外旅行特集とし、新人に多くの経験を語っていただくことにしました。これからも特集を企画したいと思います。「法政地理」は会員諸兄姉の投稿を歓迎しておりますので、投稿規定(75頁)をごらんの上、ご投稿下さい。また、新しい企画等についてもご意見をいただきたいと思ひます。

編集委員会

法政地理 第8号

編集・発行者

東京都千代田区富士見町3-1

昭和42年3月 1日 印刷

法政大学地理学教室気付

法政地理学会

昭和42年3月21日 発行

印刷所

ナベ・タイプ社

TEL(294)6286